

**松山観光バス株式会社**  
**安全管理取組状況**  
**(内部監査チェックリスト)**

点検日：令和8年3月23日

実施者：田中 康行・池田 佐保子

	自己点検チェックポイント	特記事項	判定
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。	安全に関する基本方針を定めて全従業員に周知している。	○
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。	点呼場所・会社入口付近に掲示・ホームページ等でも閲覧可能にしている。	○
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。	毎年目標・目標値・スローガンを作成して、これを掲示し運転者・利用者へ周知している。	○
4	安全運行に努め安全目標を達成している。	目標値を上回る事故件数となった。	△
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	指導教育にて随時行う。マニュアルも作成している	○
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。	指導教育の中で対応方法を確認し、ヒヤリ・ハット事例箇所の収集、バス協会講師を招いての講習会でも確認している。	○
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。	先進安全補助装置を導入し、大型の新型車も導入している。	○
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。	乗務員教育にとどまらず、外部講師を招いた安全に関する実技研修なども積極的に行っている。	○
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）の連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告している。	常に社内で安全に関する情報を共有している。	○
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。	社内組織図等に明記している。	○
11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。	社内組織図等に明記し周知している。	○

12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。	毎月の安全会議で実施している。	○
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。	毎月の安全会議で実施しており、運転者と管理者・経営陣が日々のコミュニケーションの中でいつでもできる環境を整えている。	○
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。	アンケートや苦情記録簿を用いて収集している。	○
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行している。	顧問社労士に定期的に法令チェックを依頼している。バス協会や運輸支局担当部署等からも必要に応じ情報を得て都度確認している。	○
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されている（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。	事務所で保管・管理されており、ホームページ等でも公表している。	○
17	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施している。	年間教育計画表の通り実施している。	○
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。	（専務）安全統括管理者がナスバ主催の運輸安全マネジメントセミナーに参加している。	○
19	17の教育・訓練等の実施状況を記録している。	年間教育計画表の通り実施し、記録している。	○
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。	緊急事態時の連絡体制図を作成し、即時代表まで報告されるようになっている。	○
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。	本人への直接指導の他、安全会議でも情報共有し再発防止に努めている。	○
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。	事例発生時やヒヤリ・ハット事例があった際には調査票を記載させ他の関係職員へ周知している。	○
23	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。	国交省のメルマガ・バス協会からの通知・報道などから情報を得て、点呼時やラインワークスなどで周知・注意喚起を図っている。	○
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしている。	常に最新の情報となるように確認している。	○

25	21 から 24 の実施状況を記録している。	適正に管理記録されている。	○
26	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしている。(報告が必要な場合)	事故報告が必要な場合、直ちに報告できる体制を整えている。	○
27	代表者(経営者)は、年に1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善している。	年度末に内部監査を実施し、問題点があればそれを指摘し改善を促している。	○
28	27 の実施状況を確認している。	内部監査報告書を作成している。	○
29	全車両において、法令で定められた点検整備を実施し記録を保存している。	年間整備計画に基づき、各車両点検記録簿を作成し、漏れがないように管理している。	○
30	運送引受書の作成保存を適正に行っている。	運行管理者複数名で確認を行い、保存している。	○

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

松山観光バス株式会社  
代表取締役 池田 一喜 殿  
専務取締役・安全統括管理者 池田 新 殿

## 【内部監査報告書】

安全管理規定に基づく監査を実施しましたので、以下の通りご報告を致します。

### 【監査の実施について】

実施日 : 令和8年3月23日  
監査対象 : 本社営業所  
監査員 : 田中 康行・池田 佐保子  
監査の目的 : 運輸安全マネジメントの浸透度についての確認  
重点監査事項 : ①経営者が推進する安全対策に対する浸透度合いの確認  
②令和7年度の目標値の達成状況

### 【監査結果】

- 監査全般の所見 :  
日頃より運輸安全マネジメントが機能している事が確認され、経営陣（安全統括管理者含む）の安全に関する取り組みも社内に浸透している。一方、目標値を上回る事故・故障が発生結してしまっただ点で、目標達成のための具体的な方策の再設定・再構築が必要なのではと考えます。
- 重点監査項目について :
  - ① 経営者が推進する安全対策が運転者のみならず、配車担当者や管理部門の社員にも浸透していることが確認できた。（別紙チェックリスト参照）
  - ② 令和7年度目標値  
重大人身事故（第一当事者） 0件→結果 0件  
上記以外の人身事故 0件→結果 0件  
有責物損事故 2件→結果 3件  
クレーム件数 1件→結果 2件  
車両故障 1件→結果 3件
- 是正／改善措置要求書発行の必要性  
目標値未達成のため、監査員の視点から、業務改善提案書を発行する。  
（別紙 業務改善提案書参照）

令和8年 3月 26日

監査員 田中 康行



監査員 池田 佐保子

